

7月1日から31日は 同和問題啓発強調月間です

差別はしてはいけないこと。

一人ひとりが考え行動することの大切さを学ぶ月間です。

差別のない明るい町を目指して

町では、6月に人権教育学級を実施しています。この事業は毎年9月から1月にかけて、各地区で行われる人権問題地区学習会の推進委員となっただいていただいている各区の区長、公民館長、各種委員の皆さん、学校や行政関係職員への事前学習として、毎年さまざまな人権課題を取り上げて講演会を開催しています。

今年度も、さまざまな人権課題について学習を行い、今後も人権問題地区学習会の推進委員の皆さんと認識を深めてまいります。



身の回りのことを立ち止まって考えてみませんか

「鞍手町部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を知っていますか。町は、すべての人が明るく楽しく暮らすため、人権についての条例を制定しています。この条例には、あらゆる差別解消の推進について、町の責務と町民の責務が定められています。ここでは、その条例の一部を紹介します。

鞍手町部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、部落差別をはじめ、障がい者、外国人への差別等あらゆる差別（以下「差別」という。）の解消を推進し、もって差別のないまちづくりを実現することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、連携を図り、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政の全ての分野で町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、相互に基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、差別をなくすための施策に協力するものとする。

皆さんも同和問題啓発強調月間に、もう一度身の回りのことを立ち止まって考えてみませんか。

他にもさまざまな取り組みをしています

町では、3つの人権子ども会が活動しており、町内小・中学生を対象として人権学習や自学学習、体験学習を楽しく行っています。

活動名	対象児	とき	ところ
鞍手中学生人権子ども会	鞍手中学校生徒	毎週月曜日	鞍手中学校会議室
くらて人権なかよし子ども会	新延小・剣北小・ 剣南小・古月小児童	毎週水曜日	午後4時30分から6時まで 舟川隣保館
やひろ人権なかよし子ども会	西川小・室木小児童	毎週金曜日	八尋集会所



● 問い合わせ 役場教育課生涯学習係 ☎ (42) 7200 まで

私には、選挙に行く理由がある。

投票日に、無料のマイクロバスを運行します

乗車場所・時刻は次のとおりです。各方面で、午前・午後に1便ずつ運行します。

●対象地域 投票所から直線距離1.5kmを超える地域

●…すまいるバスのりば ◆…西鉄バスのりば ★…もやいたクシーのりば



猪倉方面 猪倉・さんみ駐車場 8:00 13:00 上木月・旧農業倉庫前 8:06 13:06 古月小学校	神崎方面 神崎・三叉路防火水槽 9:00 14:00 古門西山(円覚寺前) 9:04 14:04 古門栄町★ 9:09 14:09 古門栄町・元能間店前 9:13 14:13 古月小学校	中山本村方面 京ノ上団地入口 8:00 13:00 中山口◆ 8:04 13:04 不動院◆ 8:06 13:06 立林◆ 8:08 13:08 中央公民館	室木方面 筑前中畑● 11:00 16:00 味良ラーメン前 11:05 16:05 室木小学校
長谷方面 長谷観音駐車場 9:00 14:00 長谷下★ 9:03 14:03 長家★ 9:06 14:06 旧白橋医院裏 9:09 14:09 総合福祉センター保健棟	八尋方面 北浦・元八尋工務店前 10:00 15:00 八尋幸ノ浦集会所 10:03 15:03 県営八尋団地入口 10:05 15:05 総合福祉センター保健棟	永谷方面 永谷・真教寺下駐車場 10:00 15:00 セケ谷 10:04 15:04 六反田・川端店横 10:07 15:07 新延小学校★ 10:10 15:10 総合福祉センター保健棟	新北方面 椿手★ 11:00 16:00 新北亀の甲集会所 11:05 16:05 新北 11:10 16:10 総合福祉センター保健棟

投票所をお間違えのないようにお越してください

投票は、投票所入場券に記載してある投票所でしか行うことができません。投票所をお間違えのないようにお越してください。

第一投票区 投票所：古月小学校

対象区域：古門区・神崎区・古門北区・倉坂区・木月区・上木月区・猪倉区・弥生区・弥生促進

第二投票区 投票所：中央公民館

対象区域：本町区・今村区・小牧区・大池区・長崎団地・裏田団地・中山本村区・立林区・上新橋区・中本町区・城ヶ崎区

第三投票区 投票所：剣北小学校

対象区域：東区・南区・北区・西区・舟川区・幸町区・木月区の一部・山ヶ崎区・唐ヶ崎区・昭和通り区・い牟田区・新中山区

第四投票区 投票所：総合福祉センター保健棟

対象区域：泉水区・新延本村区・新延南区・新延新塚区・室井区・永谷区・セケ谷区・新北区・長谷区・八尋中央区・八尋区(太郎丸、八尋県住、古江、北浦地区)

第五投票区 投票所：室木小学校

対象区域：八尋神田区・神田区・室木区・八尋区(太郎丸、八尋県住、古江、北浦地区を除く)

投票所の混雑時には、入場を制限する場合があります。

選挙当日の混雑を避けるために…

期日前投票を活用してください!!

※新型コロナウイルス感染症予防および拡大防止のための期日前投票をご検討ください。

※新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている人で、一定の要件に該当する場合は、特例郵便等投票ができます。詳しくは、下記の鞍手町選挙管理委員会までお問い合わせください。

期日前投票

- とき 6月23日(木)から7月9日(土)の午前8時30分から午後8時まで
- ところ 鞍手町選挙管理委員会
- 必要なもの 投票所入場券

●問い合わせ 選挙に関する疑問や質問は、鞍手町選挙管理委員会 ☎(42)2111まで

投票時間は午前7時から午後8時まで!!
7月10日(日)は、
第26回参議院議員通常選挙の投票日です。

